

参議院議員選挙制度改革に関する決議

二院制を採る我が国において、参議院では、憲法制定以来、都道府県を単位として代表が選出され、地方の声が国政に反映されてきた。

我が国においては、急激な人口減少に歯止めをかけ、大都市圏への過度な一極集中を是正する地方創生などへの取組は、従来に増して喫緊の課題となっており、今こそ地方の活性化を図るためには、全国各地域の声を、国政に直截的かつ確実に反映させることが重要である。

令和4年7月に行われた合区による3度目の参議院議員選挙においては、合区の鳥取、島根、徳島、高知の4県で、徳島県が前回に続き全国最低の投票率45.72%を記録し、鳥取県は過去最低の投票率を更新する結果になるなど、合区の導入は、新たな不均衡として投票意欲の低下を招いていると言わざるを得ない。

また、令和元年より比例代表選挙に特定枠制度が導入されているが、これは合区の有権者が求めている都道府県を単位とした選出を確保できる制度とは言えない。都道府県の果たしてきた民主主義のユニットとしての役割に注目して、参議院に衆議院とは異なる地域代表としての性格と役割を与え、都道府県単位で集約される意思を国政に反映させることは、一票の価値の平等に劣ることのない重要な意義と効果がある。

地域の多様な意見が国政に反映されるよう、抜本的な対応により合区を確実に解消し、都道府県単位による選挙により代表が国政に参加することが可能な選挙制度が構築されるよう強く求めるものである。

以上決議する。

令和6年11月14日

全 国 市 長 会